

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成27年6月5日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 池辺己実夫君
- 11番 守屋常雄君
- 12番 諸橋太一郎君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	大和田 伸 一 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由紀夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

平成27年第2回牛久市議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	6月 5日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程 (41号～48号) ○提案者説明 ○意見書案上程 (3号～4号) ○提案者説明 ○休会の件 ○散 会
第2日	6月 6日	土	休 会	
第3日	6月 7日	日	休 会	
第4日	6月 8日	月	休 会	議案調査
第5日	6月 9日	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○延 会
第6日	6月10日	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○延 会
第7日	6月11日	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○散 会

第8日	6月12日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○議案上程 (41号~48号) ○意見書案上程 (3号~4号) ○質 疑 ○委員会付託 ○議員提出議案上程 (6号~7号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○休会の件 ○散 会
第9日	6月13日	土	休 会	
第10日	6月14日	日	休 会	
第11日	6月15日	月	休 会	○総務常任委員会
第12日	6月16日	火	休 会	○教育民生常任委員会
第13日	6月17日	水	休 会	○産業建設常任委員会
第14日	6月18日	木	休 会	議事整理

第15日	6月19日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none">○開 議○議案上程 (41号~48号)○意見書案上程 (3号~4号)○各委員長報告○委員長に対する質疑○討 論○採 決○利根川水系県南水防事務組合議会議員補欠選挙○閉会中の事務調査の件○閉 会
------	-------	---	-------	---

平成27年第2回牛久市議会定例会

議事日程第1号

平成27年6月5日(金) 午前10時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 議案第41号 牛久市いじめ防止対策推進条例について
- 日程第 4. 議案第42号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第43号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第44号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第45号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第46号 平成27年度牛久市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9. 議案第47号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10. 議案第48号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11. 意見書案第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について
- 日程第12. 意見書案第4号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出について
- 日程第13. 休会の件

午前10時00分開会

○議長（市川圭一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第2回牛久市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名

○議長（市川圭一君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番尾野政子君、4番伊藤裕一君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

今期定例会に提出のあった案件は、市長提出議案第41号ないし議案第48号の8件、意見書案第3号及び意見書第4号の2件、陳情第2号及び陳情第3号の2件であります。

なお、陳情第2号及び陳情第3号の2件につきましては、内容を十分検討の上考慮されますよう、お願いいたします。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第6号、専決処分報告について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告第7号、平成26年度継続費繰越計算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第8号、平成26年度繰越明許費繰越計算について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告第9号、平成26年度事故繰越し繰越計算についての報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、去る第1回定例会において可決されました、子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害についての原因究明と医療支援を求める意見書及び東日本入国管理センターにおける医療体制の充実化を求める意見書の2件につきましては、内閣総理大臣を初め関係機関へそれぞれ提出いたしましたので、報告いたします。

次に、会議規則第166条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、今期定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定

○議長（市川圭一君） お語りいたします。今期定例会の会期は、本日より19日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から19日までの15日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第41号ないし日程第10、議案第48号の8件を一括議題といたします。

議案第41号 牛久市いじめ防止対策推進条例について

議案第42号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第43号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第44号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第45号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第46号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 本日、平成27年第2回牛久市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

本定例会に提出いたしました議案は、条例の制定及び改正、補正予算など、全部で8件であります。

それでは、議案の順に従いまして御説明申し上げます。

議案第41号は、牛久市いじめ防止対策推進条例についてであります。

本件は、いじめ防止対策推進法の制定に伴い、牛久市におけるいじめ防止等に関する、市、学校及び保護者の責務、基本的な方針、並びに重大事態に係る調査委員会等の設置に関し、定

めるものであります。

議案第42号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市いじめ防止対策推進条例の制定に伴い設置される組織の委員の報酬を定めるものであります。

議案第43号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額の引き上げと軽減措置の2点の改正を行うものであります。

まず、所得の高い方に対しましては、課税限度額を医療給付分1万円、後期高齢者支援分1万円、介護納付金分2万円の合計4万円を引き上げ、課税限度額を81万円から85万円とするものであります。

また、所得の低い方に対しましては、国民健康保険税の5割軽減に適用される1人当たりの所得判定基準を24万5,000円から26万円、2割軽減については45万円から47万円に引き上げ、軽減措置の拡充を図るものであります。

この課税限度額の引き上げにより、約600万円の増収が見込まれる一方、軽減措置により約450万円の減収となりますが、減収分の費用負担については、国が2分の1、県が4分の1、牛久市が4分の1となり、市負担額は約112万円を予定しており、差し引き488万円の増収となる見込みになっております。

議案第44号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法施行令の改正により、65歳以上の第1号被保険者の住民税非課税世帯のうち、特に所得の低い第1所得段階区分対象者の介護保険料基準額に対する割合を、現行の0.50、年額2万8,800円から0.05引き下げ、0.45、年額2万5,900円に見直し、低所得者の介護保険料軽減が実施されることから、これに合わせ介護保険料の額を改定するものであります。

この軽減措置により、減額になる介護保険料800万円の費用負担につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となり、市負担額は200万円を予定しております。

議案第45号は、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市消防団員の定数について、610人としているところ、消防団の人員構成を見直し、現状に見合った適正な数に改正するものであります。

議案第46号は、平成27年度牛久市一般会計補正予算でありまして、既定の予算額に8,193万円を追加し、予算の総額を246億3,193万円とするもので、歳入歳出予算につ

いて補正するものであります。

今回の一般会計補正予算には、先般の道路維持課における不適正な事務処理に関する事件の精算を計上しており、公共下水道事業特別会計において実施いたしました6号国道災害復旧工事の追加工事分の支払いについて、昨年度、一般会計の道路維持補修費から支出した620万1,000円を一般会計の歳入予算に諸収入として繰り戻し、未払いとなっている748万3,000円とあわせて、公共下水道事業特別会計から支払うため、特別会計繰出金に1,368万4,000円を計上しております。

その他の補正予算のうち、歳入の主なものといたしまして、国庫支出金及び県負担金は、介護保険事業特別会計において、低所得者の保険料の軽減に対する国及び県からの低所得者保険料軽減負担金の計上であり、県補助金は、茨城県がさきの国の経済対策の一環として実施する、ひとり親家庭等学習応援事業費補助金の計上であります。

寄附金は、本年4月1日から、ふるさと寄附をいただいた方に対して、市内特産品の返礼を行っておりますが、既に当初予算での寄附見込み額500万円を上回る御寄附をいただいていることによる増額計上であり、繰入金は、財政調整基金繰入金及びふるさと基金繰入金の増額計上であります。

歳出の主なものといたしまして、総務費の総務管理費は、ふるさと寄附者に対する特産品返礼等経費の増額計上、コミュニティFM開局のための備品整備費の計上、及び65歳以上の高齢者で運転免許を返納した方に対し、かっぱ号回数券、または奥野地区過疎地有償運送利用券、それぞれ2万円分を交付するための経費の計上であります。

民生費は、介護保険事業特別会計において、低所得者の一部保険料の軽減を行うことから、低所得者保険料軽減繰出金の計上、及び茨城県が実施するひとり親世帯等に対する図書カード交付経費の計上であり、教育費は、奥野運動広場駐車場の拡張に係る工事費不足分の増額計上であります。

議案第47号は、平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算でありまして、既定の予算額に1,368万4,000円を追加し、予算の総額を23億9,368万4,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

内容につきましては、既に御説明いたしましたとおり、6号国道災害復旧工事の追加工事等費用として、請負業者に対し未払いとなっている金額1,368万4,000円を補償金として支払うための計上であります。

議案第48号は、平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算でありまして、事業の組み替えを行い、歳入歳出予算について補正するもので、予算総額の変更はございません。

歳入といたしまして、介護保険料は、低所得者の保険料軽減による第1号被保険者特別徴収

保険料の減額計上であり、保険料の減額分800万円につきましては、低所得者保険料軽減繰入金として、同額を一般会計から繰り入れするものであります。

その他の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、歳出予算の保険給付費の一部を地域支援事業費に組み替えることによる歳入予算科目の変更であり、総額での増減はございません。

以上が、条例の制定及び改正、補正予算の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。



意見書案第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について

○議長（市川圭一君） 次に、日程第11、意見書案第3号についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。9番黒木のぶ子君。

[9番黒木のぶ子君登壇]

○9番（黒木のぶ子君） 意見書案第3号。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFに保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣はGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を受けることとなります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。

3. GPIFにおいて、保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（市川圭一君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第12、意見書案第4号についてを議題といたします。



意見書案第4号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 意見書案第4号。朗読をもって提案理由の説明をしたいと思いません。

「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書（案）

5月15日、安倍政権が国会に提出した「安全保障関連法案」では、歴代の自民党政権も「認められない」としてきた自衛隊の武力行使や、「戦闘地域」での軍事支援について、政府の判断でアメリカの先制攻撃にも参加できる法案です。

日本政府の憲法解釈では、一貫して、「日本に対する武力攻撃がない場合、武力の行使は許されない」、「海外での武力行使は許されない」というものでありました。

ところが、昨年7月1日の閣議決定に基づく「安全保障関連法案」は、自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動（PKO）協力法など改正10法案を一括した「平和安全法整備法案」と、国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能にする新法「国際平和支援法案」の2本にし、日本に対する武力攻撃がなくても、政府が「存立危機事態」と判断すれば、集団的自衛権の行使を認めるものとなっています。

日本国憲法は、政府の行為によって日本が再び「戦争する国」にならないことを決意し、制定されました。戦後日本の原点となった平和憲法が、従来の政府見解を転換することで、「日本を殺し殺される国」へと変えてしまうのが「安全保障関連法案」です。

日本の進路を左右する大問題であり、今国会での成立を強行するのではなく、慎重審議を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

牛久市議会議員各位の御賛同を心からお願いを申し上げます。

○議長（市川圭一君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第13、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。

あす6日ないし8日は、休日及び議案調査のため休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、あす6日ないし8日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時33分散会